

論点に対する考え方(回答)

平成 20 年 3 月 17 日  
経済産業省経済産業政策局  
調査統計部サービス統計室

1 本調査の目的・役割

本調査の目的・役割は明確になっているか。

本調査を特定サービス産業の特性を明らかにする役割を持つものとして見た場合、今回の改正計画は適当なものとなっているか。

今後の本調査の在り方も踏まえ、今回の改正計画について、どのように考えるべきか。

(回答)

前回第 4 回産業統計部会の「資料 7」参照。

## 2 調査対象業種の追加

10業種（「インターネット付随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」）を追加することは、適当か。

（回答）

- 1．サービス産業はGDPベースで約7割、就業者ベースで約3分の2のウェイトを占めており、当該産業の統計整備が遅れていると各方面から御指摘を受けている。具体的には、行政施策上の基礎資料の不備、GDPの推計精度の問題等に繋がっており、こうした状況を改善する必要があると認識している。
- 2．平成15年の「統計行政の新たな展開方向」や平成17年の内閣府経済社会統計整備推進委員会でもサービス統計の整備の必要性が指摘されており、さらに平成18年には経済成長戦略大綱や骨太の方針2006においては、「サービス統計の抜本的拡充」を図ることが求められている。加えて、平成19年に改正された産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）の国会審議において、サービス産業の個別産業毎に生産性向上を図るため、事業分野別指針を策定することとされており、当該指針策定の基礎資料として統計が未整備な業種について実態把握が必要であるとの指摘されている。
- 3．また、サービス産業はその取り巻く社会経済情勢（情報化、国際化、人材の流動化等）により絶えず大きく変動しているため、個別業種ごとにその産業特性・課題等は大きく異なっており、その業種特性に的確に対応した統計の整備・提供が期待されていると認識している。
- 4．このような状況の中、業種ごとの特性を含めた産業構造を把握する特定サービス産業実態調査は、サービス産業のより詳細な構造把握を目指す統計整備に大きく貢献できると考えており、平成18年から、3年周期調査の毎年調査化、国内の事業所を網羅的に把握できる事業所・企業統計名簿への母集団名簿の変更、調査対象業種の拡大等調査の改正を実施してきたところである。
- 5．平成20年については、調査対象業種を拡充することにより、従来把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能となる業種が増加する。また、特性が異なるサービス産業の業種を拡充することにより、業種間での特性の異なりがどこにあるのかが明らかになる。これらを基に、各業種の実態をよりの確に把握するための検討も可能となることから、さらに各業種の特性項目の検討をしてまいりたい。  
なお、産業構造をよりの確に把握する観点から、既存調査業種についても一部の調査事項を変更する予定である。

本調査は、原則、事業所単位で調査しているが、追加業種のうち「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」の4業種について、企業単位で調査することについては、当該業種の特性及び統計需要への的確な対応等の観点からみて適当か。

(注) 既存業種のうち「映像情報制作・配給業」及び「クレジットカード業、割賦金融業」の2業種についても企業単位で調査。

(回答)

1. 特定サービス産業実態調査は、産業構造を把握することを目的としていること、また地域表章を行うため、最も細かい事業単位である事業所に対して調査を行うことを原則としている。
2. しかし、一部の業種では、事業所単位では売上が立っていない、事業所単位で売上は立っているものの本社でしか管理しておらず、実際のデータが事業所に保管されていない、といったケースが業種全体として一般的な実態であるため、やむを得ず企業単位での調査としている。
3. 平成20年度追加業種では具体的には、次の業種において企業を単位とした調査を実施したいと考えている。
  - 「音声情報制作業」(理由： )
  - 「新聞業」(理由： )
  - 「出版業」(理由： )
  - 「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」(理由： 、 )

なお、平成19年調査においても次の2業種については、同様の理由から企業単位での調査を実施しているところである。

- 「クレジットカード業・割賦金融業」(理由： )
- 「映像情報制作・配給業」(理由： )

追加業種のうち「インターネット附随サービス業」については、「通信産業基本調査」(総務省)との関係を、どのように整理することが適当か。

(回答)

1. 当省としては、以下の観点から必ずしも重複の度合いが大きいわけではないと考えられるため、調査結果データの移送等特段の重複是正に係る措置は行わない予定である。

調査項目の重複部分のごく一部(売上高、営業費用のうち一部)であること

調査項目の把握期間が異なること

調査対象単位が相違(本調査は事業所単位、通信産業基本調査は企業単位)し、調査対象範囲についても調査対象事業者の性格が同一ではないこと(本調査は当該業種に主業格付けされた事業所、通信産業基本調査は業界団体名簿及び事業所・企業統計名簿。また調査対象数は、特定サービス産業実態調査が約3200、通信産業基本調査が約460)

2. なお、昨年、本調査設計に当たり、総務省情報通信政策局総合政策課にお伺いし、調査票及び調査計画に係る案について協議したが、調査対象単位が相違すること、調査対象事業者の性格が同一ではないこと、調査期日が異なることなどから、本調査の実施にあたり、重複是正に係る措置は行わないことで合意した。

### 3 調査事項

本調査の目的の一つであるサービス産業の生産性を把握する観点からみて、調査事項は適当なものとなっているか。

(回答)

1. 一般的に、生産性分析に際しては、労働生産性や資本生産性、全要素生産性等が用いられている。
2. 一方、特定サービス産業実態調査では、生産性指標のベースとなる付加価値額について粗々算出できるようにするとともに、サービス産業が個別業種ごとにその産業特性・課題等が大きく異なっていることから、サービス産業の各業種の特性を含めた産業構造を把握することを主眼としており、当該産業特性に対応した生産性分析のためのデータが必要であると考えており、今回はこのような観点から事項を検討させていただいた。
3. 具体的には、例えば、自動車賃貸業における「リースとレンタル別の労働生産性」、保有する自動車に係る稼働率を把握するための「レンタルに係る粗付加価値/自動車保有台数」、新聞業における労働生産性である「粗付加価値/編集部門の事業従事者数」等、産業特性に応じた指標を設定しており、産業毎の特性に応じた生産性分析が可能となるものと考えている。

( )特定サービス産業実態調査における粗付加価値の算出式 = 売上高 - 営業費用総計(給与支給額含む) + 給与支給額 + 賃借料 + 減価償却費 (+ 貸与資産原価：物品賃貸業)

今回調査における既存業種も含めた調査事項の変更点（「情報通信機器」に係る賃借料及び取得額、「無形固定資産」の取得額、就業時間換算によるパート・アルバイト数及び各事業部門における別経営の事業所からの派遣従業者数の追加等）については、調査目的、把握可能性及び報告者負担の軽減等の観点からみて適当か。

（回答）

1．「情報通信機器」に係る賃借料及び取得額

経済成長戦略大綱等においても、サービス産業のITによる生産性向上等が指摘されているため、サービス産業における情報化投資を把握するために設定した。また、業界団体や企業へのヒアリングに際して記入可能性について確認したところ、記入は可能であるとの回答を頂いている。

2．「無形固定資産」の取得額

特許権、著作権、意匠権等の無形固定資産を把握し、生産性算出のためのインプットをより正確に把握するために設定した。また、業界団体や企業へのヒアリングに際して記入可能性について確認したところ、記入は可能であるとの回答を頂いている。

3．就業時間換算によるパート・アルバイト数

サービス産業においては、雇用形態の多様化が進み、パートやアルバイト従業者の構成が高くなっている。こうした従業者について「就業時間換算」での人数を把握することにより、パート・アルバイト以外の従業者数と合算して労働生産性（従業者一人当たりの売上高又は粗付加価値）をより正確に把握するために設定した。また、業界団体や企業へのヒアリングに際して記入可能性について確認したところ、記入は可能であるとの回答を頂いている。

4．各事業部門における別経営の事業所からの派遣従業者数

サービス産業においては、雇用形態の多様化が進み、人材を外部に依存するケースが多くなっているため、その実態を把握するために設定した。また、業界団体や企業へのヒアリングに際して記入可能性について確認したところ、記入は可能であるとの回答を頂いている。

既存業種も含め、調査事項については、当該業種の特性を的確に把握する観点からみて適当か。報告者負担の軽減に留意しつつ、調査目的や統計利用者のニーズの観点から、追加等すべき事項はないか。

(回答)

1. 平成20年調査の設計に当たり、その調査事項については、各業種の実態把握のための基礎データの提供等、政府及び当省行政施策上の緊急性として掲げているニーズへの対応を図るため、本調査対象業種に該当する業界団体や企業等に対してヒアリング等を実施し、各業種の特性及びそれを把握するための事項の設定について協議、意見交換を行うとともに、各業界等におけるやニーズ等の把握についても併せて努めてきたところである。
2. 例えば、サービス産業が外部資源に依存している実態を把握するために、今回、全調査票において、「別経営の企業から派遣されている人」の事業従事者数を、ITを活用した販売形態については、業種毎に、例えば音声情報制作業における「音楽配信収入」、新聞業における「電子メディア配信の有無」、出版業における「電子メディアにおける収入額」、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のニュース供給業における「配信収入」、自動車賃貸業における「インターネット受付割合」等を、国際化の実態の一部の把握については、情報サービス業については、近年急激に海外でのオフショア開発(海外への発注)が進んでおり、その実態を把握するため、「国外に発注した費用」を把握することとしている。
3. 一方、記入者負担軽減の観点からは先般統計審議会においてご指摘を受けていた年間営業費用にかかる主な産業の特掲については、記入者の負担感が重く、有効な回答が得られにくいことから削除するなどの対応を図ったところ。

#### 4 調査方法

既存業種については調査員調査を維持する一方、追加業種については郵送調査により実施することとしているが、回収率など調査精度や調査系統の整合性等の観点からみて適当か。

(回答)

##### 1. 追加業種について郵送調査とした理由

統計精度確保及び利活用の観点からは、新規の10業種についても、既存業種と同様に調査員調査で実施することが望ましいと考えている。

しかし、都道府県では調査員の確保難及び職員の逡減など実施体制の確保が年々厳しくなっているのが現状であり、業種拡充に伴う職員の事務増大やこれまで以上の調査員確保が困難な状況であるとの報告を受けている。

一方で、当省政策原課からは生産性向上に向けた施策の検討を行うに当たり、生産性計測及びその時系列比較など基礎資料として本調査既存業種の調査結果を使用しているため、平成20年以降について調査手法を変えないよう要請を受けている。

このような状況から既存業種における精度低下を防ぎつつ、実査の現実性を確保する方策を種々検討した結果、新規追加業種については国において実査することとし、リソースなどの観点から郵送方式を採用することとした。

##### 2. 精度確保のための方策について(前回第4回産業統計部会「資料10」参照)

調査手法が相違することによって少なからず調査結果に影響が生じることについては認識している。調査員調査と郵送調査を比較した場合の統計精度の問題に対しては、主に回収率と審査精度の確保を如何に行うのが重要と考える。

そのため、実査にあたり、

回収率については、国による調査客体・団体等への事前の協力依頼・広報の充実、督促の強化、経済産業局の活用等により、経済産業省として体制の充実を図り、現行調査における回収率と同程度の水準の維持に努めること、

審査精度の確保については、これまでと同様全業種について、経済産業省において審査を行うこと、

等の対応を図ることで調査手法の違いによる影響を最小限に留めたいと考えている。

今回手法を変えて業種拡大を行うのは、既存業種における精度低下を防ぎつつ、実査の現実性を確保する方策を種々検討した結果であり、この点をご理解いただきたい。

追加業種対象の調査及び本社一括調査においては、調査事務の負担軽減の観点から、調査票の配布・収集に係る調査事務を民間事業者に委託することとしているが、統計の正確性・信頼性の確保等の観点から、適切な措置が講じられているか。

(回答)

民間事業者へ委託する予定である調査票の収集における回収率の確保については、次のような方策を施すことで回収率確保を図ることとしている。なお、民間事業者に委託する業務は、調査票の配布・収集・検査（収集時の目視による記入漏れ確認）であるが、調査票の審査（論理チェック等）については、これまで同様全ての業種について国が実施するため、回収率を確保することができれば、精度に差は生じないと考えている。

#### 1．達成回収率設定

民間事業者は、従来の調査の回収率である一定水準に達するまで督促を実施することとする。

#### 2．モニタリング

民間事業者に指定する物件（調査票受付状況、督促状況、問合せ状況等）を定期的に納入させることや常に経済産業省と連絡がとれる状態を保つこと等の条件を設定し、厳格なモニタリングを実施する。

#### 3．客体に対する名称

客体にかたり調査の疑念を抱かせないように「特定サービス産業実態調査実施事務局」という名称により照会対応、督促を実施する。

#### 4．照会対応事例集

国が照会対応事例集を提供し、民間事業者はその事例集に基づき照会対応を行う。

#### 5．事業者の適切な選定

情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）（ ）の認証と同等以上のセキュリティシステムが確立しているか等、入札に関する厳格な制限を実施するとともに、適正な評価項目を定め、受託事業者を選定する。

なお、上記の方策以外でも、経済産業省企業活動基本調査の民間事業者の活用の実施状況等を踏まえつつ、精度確保のための方策について引き続き検討してまいりたい。

（ ）企業や組織が自身の情報セキュリティを確保・維持するために、ルール（セキュリティポリシー）に基づいたセキュリティレベルの設定やリスクアセスメントの実施などを継続的に運用する枠組み。日本情報処理開発協会が運用する制度・ISMSに求められる範囲は、ISO/IEC15408などが定めるような技術的な情報セキュリティ対策のレベルではなく、組織全体に渡ってセキュリティ管理体制を構築・監査し、リスクマネジメントを実施するもの。

都道府県別の結果表章を前提とし、全数調査で実施している現行の調査方法について、調査の効率化、報告者負担の軽減等の観点から、標本調査化を図る必要はないか。

(回答)

1. 都道府県等の地方行政においては、都道府県別の統計表の作成や都道府県の経済成長戦略策定等の産業振興施策などにおいて活用がされていることなどから、地域別データの提供は、新たな統計法においても示されている公共財たる統計の役割を果たすものとする。
2. 一方で、現行の本調査における表章は地域別規模別集計まで行っているところであるが、このようなレベルでの活用実態は必ずしも明確にはなっていない状況である。今般提示した標本調査化に係る検証については、現行の都道府県別表章を維持した場合を想定したものであり、今回の調査計画ではこの結果を踏まえて標本調査方式の導入を見送ったところではあるが、地域別の表章レベルについては、これまでの利用実績などを踏まえながら、引き続き見直しに向けた検討を行っていく必要があると考えている。
3. また、標本調査方式の導入については、本調査が対象業種の構造把握を主眼としたものであり、当省における中小企業関連施策の観点からも小規模事業者の把握も重要な視点であると考えていることから、地域集計の方法やその必要性と併せて引き続き検討していくこととしたい。

## 5 集計事項

既存業種も含め、集計事項については、調査目的及び統計需要への的確な対応の観点からみて適当か。

行政ニーズのみならず、広く統計利用者のニーズへの適切な対応を図る観点から、クロス集計の充実など、さらに追加すべき事項等はないか。

現行の回収結果を単純集計する手法については、回収率の変動による影響を受けないように、調査結果の補正方法について検討する必要はないか。

(回答)

平成20年調査の設計に当たり、その調査事項については、各業種の実態把握のための基礎データの提供等、政府及び当省行政施策上のニーズへの対応を図るため、本調査対象業種に該当する業界団体や企業等に対してヒアリング等を実施し、各業種の特性及びそれを把握するための事項の設定について協議、意見交換を行うとともに、各業界等におけるやニーズ等の把握についても併せて努めてきたところである。これを踏まえ、集計事項を設定したところである。

また、欠測値の補正の問題については、今後補正の方法等について検討していきたい。

## 6 その他

前回答申(平成19年4月13日付け統審議第5号)における以下の指摘事項について、適切な対応が図られているか。

- ( ) サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方
- ( ) 調査対象業種の在り方(調査対象業種及び調査対象数、日本標準産業分類の小分類レベルでの調査対象業種の選定、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースによる把握等)
- ( ) 調査事項の見直し(業務や労働者の外注に依存している実態、ITを利用した販売形態等の変化、国際化の進展等を踏まえた調査事項の在り方の見直し)

(回答)

前回第4回産業統計部会の「資料11」参照。